笹川平和財団

2022 年度第 3 回現代中東若手研究会

日時: 2022年10月25日(火)17:00~

## 発表サマリー

「パレスチナ問題と並行国家案:解決案の現状と展望」

報告者:ハディ ハーニ

Hani Abdelhadi

東京理科大学経営学部 助教

# I. 「解決案」の現状

パレスチナ問題における和平交渉が停滞するようになってから、少なく見積もっても 20 年が経過した。その間にいくつかの和平提案が複数の主体から提示されてきたが、そのいずれも実現には至っていない。本報告では、このような状況下での解決像およびその方法論を巡る議論の整理を行いつつ、今後の展望について検討を行った。

まず、1930年代から現在に至るまでの既存の和平提案のほぼすべては、共通項として「二国家案」の原則の上に成り立っている。二国家案とは、イスラエルとパレスチナを分割することで、それぞれを主権を有する独立国家とし、両民族の自決を達成しつつ紛争の妥結を図るという発想に基づいている。しかし現状、国際法に反して占領地に建設されたイスラエル入植地とその住民の処遇に関する問題や、西岸・ガザが地理的に分断されているという問題、またこの方法では難民の帰還権が必ずしも保証されない問題、さらには天然資源の配分に関する問題など、山積した課題が二国家案の実現をほとんど不可能にしているとする批判的議論も多くなされるようになった。

一方で、こうした批判から近年において改めて注目されるようになった「一国家案」の発想では、イスラエル・パレスチナ両民族が単一の世俗的民主国家において平等な市民的権利を享受し共存することで、紛争の妥結を目指している。しかしながらこのアイディアについても、「壁」を取り払うことでむしろ両民族の衝突を促進するといった懸念や、シオニズムの根本的希求であるユダヤ人の安全保障問題が未解決となるといった課題が指摘され、イスラエル・パレスチナ双方からの反対の声があり、具体的な進展はみられていない。

また、当事者らに対する世論調査及び質的な研究からは、いずれの案に対しても積極的な支持は集まっておらず、そうした前提を疑うような議論も見られるようになった。決定的なアイディアは存在せず、和平交渉も停滞し続けている。そして解決案に関する今後の方向性は、既存のアイディアに適合するように「地上の現実」を修正するアプローチと、むしろ「地上の現実」を包摂できるような抜本的オルタナティブを創出するアプローチという、大きくは二方向に分かれると整理しつつ、前者は限界に達しつつあると指摘した。

### Ⅱ. 「並行国家案」とオルタナティブを巡る状況

既に、二国家案や一国家案を超克すべく提示されたオルタナティブにはいくつかの例が

### 笹川平和財団

2022 年度第 3 回現代中東若手研究会

日時: 2022年10月25日(火)17:00~

ある。ただし、多くのアイディアは研究者により個人的に提示されて以降、論理的発展をみなかった。しかしながら、Mossberg と LeVine らを中心に、複数の研究者を巻き込むプロジェクトとして例外的に発展したのが「並行国家案(Parallel States Solution)」であった。この考え方においては、領土分割による紛争妥結という二国家案、および市民的権利の同質化を目指す一国家案それぞれの欠点を超克しつつ、それぞれの意義を折衷するというモチベーションが基調となっている。

具体的には、国家の主権と領土の間にある、従来は不可分かつ排他的と考えられてきた結びつきは、歴史上はむしろ自明ではなかったという問題意識から、国家の主権や法と市民を直接的に結ぶことで、単一の領土上に2つの政府や法制度を併存させようという大胆な発想となっている。その骨子は次の3点に集約される。①イスラエルの安全保障上の希求を達成しつつ、占領を終結し、パレスチナ人難民の帰還を実現する。②国家のパレスチナ性およびユダヤ性の双方を維持しつつ、両人民による全土へのアクセスを実現する。③以上の目的を達成できる、新しい国家構造およびガバナンスを創出する。このアイディアは、見方を変えれば属人法的な発想に基づいているとも言え、また歴史上の類例も存在すると指摘されている(オスマン朝におけるミッレト制、オーストロ・マルクシズムにおける文化的自治論、コンドミニアム、連邦制、EUモデルなど)。

本報告では、こうした並行国家案はその実現過程等において多くの課題を抱えており、 またその後具に体的な進展を迎えたとは言い難いことを指摘しつつも、国家の主権概念 や、国民国家、民族自決といった覇権的価値を相対化する視点は今後重要になる可能性が あることを示唆した。

Kedourie は、ナショナリズムを通じた国家優先思考はカント的認識論に端を発しており、そうであるがゆえにその相対化は非常に難しいことを示唆した。本報告では最後に、パレスチナ・イスラエルの状況はこの難問を浮き彫りにし、現状の国際政治構造の限界性を象徴するものとして捉えられ、従って新しいグローバル・ガバナンスの端緒を開く事例として向き合うべきことを象徴していると指摘した。

#### Ⅲ. 議論

参加者からは、まず並行国家案の詳細についての質疑が投げかけられた。そのうえでコメンテーターの江崎智絵先生からは、試論としての意義を確認しつつも、パレスチナ問題における最大の課題と思われる両民族の安全保障という点を並行国家が本当に解決し得るのかなど、国際政治学的な観点から批評を頂いた。また、同じくコメンテーターの桑原尚子先生からは、比較法学の視点からコメントがなされた。特に、西洋的な国家論の前提を問うテーマであることや、同一領域に複数の法秩序が併存する法多元主義論への新たな視座の提供という点で学術的意義があるとの示唆があった。